

かで「17 他の予防接種との関係」の「(2)2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種(混合ワクチンを使用する場合を除く.)は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができること。」とある。厚生労働省は定期接種同士での同時接種を行うことは医師の裁量権の範囲内であると通知しているが、「医師が特に必要と認めた場合」の具体的内容については示されていない。医師の自由な判断によって同時接種を行えることが明確に示されている。しかし、この通知は定期予防接種同士だけの限定である。

- 任意接種と同時に接種した場合の定期予防接種の取り扱いについては、平成20年6月5日全国衛生部長会議における厚生労働省健康局結核感染症課の回答がある。その質問と回答を示す(③)。

### ③ 厚生労働省の見解

#### 質問

医師が特に必要と認めて(任意接種ワクチンを)定期接種ワクチンと同時に接種した場合、定期接種ワクチンは適切に実施された定期の予防接種と認められるかどうか。

#### 回答

- 1) 異なる種類の定期の予防接種については、予防接種実施要領で医師が必要と認めた場合に限り認めている。
- 2) 定期と任意の予防接種の同時接種については実施要領に特段の規定がない。
- 3) 安全な予防接種を維持し、被接種者の健康を守るためには、実施する医師の医学的に適切な判断に委ねられる。
- 4) 同時に接種された定期分については、実施要領の通り(十分な予診、決められたワクチン接種量の遵守等)適切に実施されていることが求められている。

- 以上から、厚生労働省は、① 任意接種については一切関与しない。② 定期接種は適切に実施されている限り、任意接種との同時接種でも定期接種であるとの立場を明確にしている。任意との同時接種において定期接種と認められることは健康被害救済において重要である。
- 「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」質疑応答集のなかで子宮頸がん予防ワクチン、Hib ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの同時接種については「医師が必要と認めた場合に限り行うことができる」と回答された。その後、2011(平成23)年3月同時接種後の死亡報告後の回答(平成23年3月29日)では、「単独接種も考慮しつつ、同時接種が必要な場合には、医師の判断により実施する。」となり、添付文書にも同様な改訂が追加された。

### 📄 混合ワクチン(多価ワクチン)

- 混合ワクチンは、古くはDPT(ジフテリア・百日咳・破傷風)三種混合ワクチンやMR(麻しん・風しん)混合ワクチンなどがある\*6。現在では6つの疾患に対応する六種混合ワクチン(6混)まで開発されている。小児用肺炎球菌ワクチン(7価結合型肺炎球菌)は7種類の多価ワクチンであり、2013年10月に販売が開始される13価結合型肺炎球菌ワクチンは13種類の多価ワクチンである。

#### \*6

わが国でも2012年11月から、DPTに不活化ポリオワクチン(IPV)を加えた四種混合のDPT-IPVが導入されている。